

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定率法、平成19年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) リース資産

法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

②退職給付引当金

中退共加入以前に入職した職員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく要支給額により計算し、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税込み方式を採用しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 医業未収金

埼玉県国民健康保険団体連合会及び埼玉県社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権について債権譲渡をしております。

②前受収益

債券譲渡額のうち、未確定診療報酬債権を前受収益に計上しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

土 地	252,482,069円
建 物	373,131,943円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)